

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 26 日

各指定居宅サービス事業者・各指定介護予防サービス事業者
(以上、介護職員処遇改善加算対象サービス種別に限る。)・
各指定介護老人福祉施設開設者・各介護老人保健施設開設者・
各指定介護療養型医療施設開設者(横浜市、川崎市、相模原市
及び横須賀市が所管する事業者を除く。)

} 様

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課

平成 29 年度介護職員処遇改善加算届出書の提出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業者・施設は、毎年度、前年度の 2 月末日までに、指定(許可)権者あて届出を行う必要がありますが、平成 29 年度については、現在国において介護職員処遇改善加算に係る制度改正の作業が行われており、このことについて、今後新たな加算の要件等が示される見込みです。

つきましては、平成 29 年度介護職員処遇改善加算の届出は、国から具体的な通知等が出されるまで提出をお待ちください。(現行の様式で 2 月末日までに提出する必要はありません。)

なお、詳細が決まり次第お知らせしますので、神奈川県からの連絡を定期的に確認していただくようお願いいたします。

【神奈川県からのお知らせの掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」

⇒ライブラリ(書式/通知)

⇒0. 介護職員処遇改善加算

⇒平成 29 年度介護職員処遇改善加算

⇒1 平成 29 年度介護職員処遇改善加算届出書の提出について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>

問い合わせ先

電話045-210-1111(代)

福祉施設グループ 内線4851~4854

保健・居住施設グループ 内線4856~4859

在宅サービスグループ 内線4840~4843、4824